

平成29年10月31日

名寄市議会議長

黒井 徹 様

名寄市長 加藤 剛士



「名寄市の財政状況について」への回答について

日頃から市政推進のためにご理解とご協力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

さて、平成29年10月10日にご質問ございました、名寄市の財政状況について別紙のとおり回答いたします。



1 28年度予算編成時の市長訓令及び総務部長事務連絡において、厳しい財政見通しを示し、施策の厳選を求めています。当初、懸念していた①合併算定替縮減の影響度について②今後の大規模な普通建設事業や公共施設・公共インフラの老朽化への対応について③人口減少・少子高齢化による福祉関係経費の増加について④法人市民税は13%減ったものの、市税は伸びています。懸念した市税収入の落ち込みについての分析と見解。

---

【回答】

①合併算定替縮減の影響度についてですが、普通交付税の合併算定替えの縮減については、平成28年度より段階的に縮減され、平成28年度算定では、合併算定替特例加算基準額3億8,142万7,000円から10%縮減の3,814万3,000円が減額となりました。

また、先般、交付決定のありました平成29年度の普通交付税では、縮減率も30%に進み、額として、約9,100万円が減額となったところです。

次年度以降も、50%、70%、90%と縮減率が年々進んでいくことから、当然、減少額も大きくなり、普通交付税の交付額についても減少傾向になるもの想定されます。

②今後の大規模な普通建設事業や公共施設・公共インフラの老朽化への対応についてですが、平成28年度においては、北斗・新北斗公営住宅や大学図書館などの建設をはじめ、広域ごみ処理施設の整備事業に対する負担金など大型の建設事業を実施いたしました。

また、東小学校の改修や下水処理施設の設備更新などの老朽化への対応、橋梁長寿命化事業などの長寿命化対策など、公共施設やインフラ施設の老朽化への対応についても実施してきました。今後においても、築後年数の経過した公共施設については、耐震化などを含め整備していかなければならないものと考えているところです。

③人口減少・少子高齢化による福祉関係経費の増加についてですが、平成28年度の社会保障施策に要した経費として約63億円、そのうち、一般財源の負担としては約35億円の経費となっており、平成27年度と比較いたしますと、経費で約4億円、一般財源負担分として約2億5,000万円増加しているところです。

近年の出生数の低下と転出者数の増により、人口減少の加速化が進むことも危惧される状況にありますので、引き続き、総合戦略や第2次総計の着実な実施に取り組んでいく必要があるものと考えております。

④懸念した市税収入の落ち込みについてですが、法人市民税につきましては、税制改正に伴い、法人税割の税率が14.7%から12.1%に引き下げられました。この税率は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から適用となり、平成27年度で一部、平成28年度からは12か月分に新税率の影響がありました。また、法人税割の基礎となる法人税額についても金融保険業全般及び製造業の一部に減少が見られました。この二つの要因により前年度より、税額が13.0%減となったものです。

一方、個人市民税は、給与所得及び農業所得の伸びにより前年度より、2.3%税額が増加しました。給与所得は、主に人事院勧告の実施に伴う給与の引き上げの影響によるものとみられます。また、農業所得は、平成27年の青果物の豊作等により、過去10年間で最高の所得

金額となり、ともに納税義務者が増え、一人当たりの所得も伸びたものです。

軽自動車税では、税制改正に伴い車両の種類によりますが1.25倍から2.0倍に税額が引き上げられました。このほか、13年を超える車両に対して経年車重課もあり、全体で前年度より26.0%税額が増えました。

固定資産税及び都市計画税は、ほぼ横ばいとなりましたが、固定資産税の区分別では、土地及び家屋は増加し、償却資産は減少しています。

市たばこ税は、価格引き上げの影響と健康志向による消費減少に伴い、前年の97.0%となりました。

以上のことから、市税収入における決算額では、前年度より0.2%多い30億7,601万円となりました。

2 市債発行額は当該年度一般会計で 42 億 2,040 万円、特別会計で 1 億 4,700 万円、計 43 億 6,740 万円の増となりました。これにより、市債残高は一般会計で 277 億 9,416 万 4,000 円、特別会計 67 億 1,678 万 7,000 円、病院事業会計 65 億 8,612 万 2,000 円、水道事業会計 37 億 636 万 2,000 円、合計で 448 億 343 万 5,000 円と、前年度に比べ 3.5%、15 億 3,204 万 2,000 円の増となっています。合併当時に平成 19 年度決算では、1 人当たりの市債、つまり地方債は 139 万 3,690 円でしたが、28 年度末では 160 万 3,100 円に膨れ上がっていますが、この状況をどう受け止め、どう対処されていこうとされているのか。

---

**【回答】**

平成 28 年度の市債の借入として、一般会計では、広域ごみ処理施設整備事業や大学図書館整備事業などによる過疎対策事業債や地域活性化事業債などにより 42 億 2,040 万円、それに下水道会計などの特別会計で 1 億 4,700 万円の借入をおこないましたので、合計で 43 億 6,740 万円の借入となりました。

また、病院、水道の企業会計においては、6 億 4,860 万円の借入を行なっております。

このことから、平成 28 年度末の一般会計における市債残高は、前年度と比較して 22 億 2,920 万 8,000 円増額の約 277 億 9,400 万円となり、特別会計、企業会計合わせた全会計では約 448 億円となりました。

地方債は公共事業を実施する上で、重要な財源ではあるものの、借金でありますので、公債費の増、すなわち義務的経費の増にも繋がるものであります。

このため、総合計画等に基づく計画的な事業展開に併せて、事業の実施に当たっては、適正な規模、必要な機能を精査し初期投資を十分に押さえること、また、補助金などの特定財源の確保や交付税算入率の少しでも高い地方債を活用することなどにより、将来に不安を残すことのないよう、財政運営をしていく必要があるものと考えております。

合わせて、財政規律でお示した市債発行額の基準に沿い、借入を実施していく必要があるものと認識しております。

3 合併直後、名寄市の厳しい財政見通しから公債費負担適正化計画を策定し、平成 19 年度から当初は 7 年間、途中 1 年延長して 8 年間取り組まれたが、この計画の概念は現在も踏襲されているのか。

---

【回答】

公債費負担適正化計画は、平成 17 年度決算の実質公債費比率が 19.0%となり、起債許可団体となったことから、公債費負担の適正な管理に向けた取り組みを計画的に実施するため、平成 18 年度に本計画を策定いたしました。

策定後は歳入の確保や歳出削減対策を実施し、結果、平成 21 年度決算の実質公債費比率は 17.9%となり、18.0%を下回ったことから、平成 22 年度から起債の発行については協議制へ移行となりました。

その後においても、事業の厳選や行財政改革の推進に積極的に取り組み、公債費の適正化を図ってきたことから、実質公債費比率については年々減少し、平成 28 年度決算では 8.2%となったところであります。

しかしながら、ここ数年は、大型の普通建設事業の実施により、起債残高も増加傾向にあります。そのため、昨年度、臨時財政対策債を除く市債の借入については、毎年度の元金償還以内に努めていくとした市債発行基準を設け、計画的な借入を実施していくこととしており、公債費負担適正化に向けしっかりと対応していく必要があるものと認識しております。

4 6 特別会計への15億5,782万5,762円、病院事業会計への12億6,136万4,000円、水道事業会計への4,760万6,794円となっている繰出金について。特に、前年度に比べ2億6,399万8,000円増となった病院事業会計においては公営企業法全部適用に向け作業を進めているが、少子高齢化、過疎化などを踏まえた中で現設置者として、どのような見通しをもっているのか。

---

【回答】

病院事業会計への一般会計からの繰出については、平成28年度決算で12億6,136万4千円となり、平成27年度と比較し2億6,399万8千円増加しております。病院ごとの内訳では、市立総合病院で2億2,588万3千円、東病院で3,811万5千円の増加となっております。

市立総合病院については、地方交付税分で病床割の単価増、救命救急センターの通年稼働、精神科病棟の病床数削減特例分の開始、周産期医療における施設基準の取得により、算定額が増加したことなどによるものであり、東病院については、平成28年度の診療報酬改定により、入院患者数および単価が減少したため、収支均衡を図るための繰入が必要となったことが要因であります。

今後の病院事業会計および繰出の見通しにつきましては、地方交付税制度および平成30年度の療報酬改定により影響を受けることとなります。

地方交付税制度につきましては、現在大幅な制度改正の情報は入っておりませんが、公立病院については、救急医療や周産期医療など、その医業収益で賄うことが困難な分野も多く、また、災害時の医療提供などにおいても重要な役割を果たしていることから、今後も、各地方団体や公立病院間での連携を図り、国に対して地方交付税制度の充実に向けて働きかけてまいります。

また、診療報酬につきましては、中央社会保険医療協議会で改定の議論が行われており、急性期医療については、7対1入院基本料における基準の見直し、慢性期医療においては、療養病床の新たな制度（介護医療院）への転換などの方向性が示されております。

国としては、社会保障関係費用を抑制していく方針であることから、今後も診療報酬制度についてはプラス改定の見込みは乏しく、病院運営にとって厳しいものになることが予想されます。

特に平成30年度は介護報酬の改定も行われることから、今後の確な情報収集に努めるとともに、地域包括ケアシステムの枠組みにおいて市の病院事業がどのような医療を提供していくかについて、関係機関等とも十分議論しながら、良質な医療と健全な経営の両立を図るべく努めてまいります。

5 監査委員からは、繰出金の抑制を図るためのコスト削減などが求められている。特に、病院事業会計において削減努力は期待するところだが、現状においてはコスト削減も一定限界に達しているとも推察されるが、対応策と見通しについて。

---

【回答】

経費の削減については、これまでも多くの取り組みを行ってまいりましたが、市立総合病院では、診療材料等について、全国的な納入価格との比較が可能なベンチマークシステムを活用し、納入業者にも努力いただくなど、一定の成果を得ているところであります。また、SPDによる集中管理により、無駄の排除に心掛けております。さらに、職員の意識向上を図るため、各種会議においても具体的な検討が行われております。

東病院では、運営を行う上川北部医師会と病院の連携により、各材料の費用圧縮を行う取り組みが行われているところであります。

今後の経費削減策につきましては、市立総合病院では昨年度末に導入した診療部門別原価計算システムのセットアップ等を終えましたので、具体的な分析と対策を開始する予定であります。

引き続き医療の質向上を図りながら、経費削減に努めてまいりたいと考えております。

6 28年度も市は、市民の様々なニーズに対応した施策を求める声に対し、予算編成時期となると財政の厳しい見通しを示しながら、事業厳選、先送りを行い、結果的に一般会計においては形式収支で3億8,962万2,712円、実質収支でも3億4,795万1,000円の黒字計上となった。

合併直後の平成19年度、20年度は国の三位一体改革の影響もあり、赤字決算となったが、翌21年度から28年度までの8年間で合計31億円の黒字を計上したことになる。財政数値が示すように、財政運営上は「優」の評価が与えられるが、現状においては市民ニーズに応えられる財政状況と言えるのではないか。

---

#### 【回答】

合併以降、新市建設計画や総合計画の具現化を進めるため、毎年度のローリング作業などを経ながら、普通建設事業においては、特定財源を十分に活用して事業を実施してきました。

一方で、その時々に沿った市民の皆様が必要とされるソフト事業も展開してまいりました。例えば、住宅リフォーム促進事業は、平成19年度から3年間実施し、一度は事業を終了いたしました。この間、多くのご意見ご要望もいただいたことから、平成28年度より中小企業の振興並びに地域経済の活性化を図るとともに良質な住環境の整備を促進することを目的として、名寄市住宅改修等推進事業として、リスタートいたしました。

また、子育て対策としては、平成20年度に「こんにちは赤ちゃん事業」、平成26年度に「乳幼児医療給付事業」、平成27年度に、親林館の用途を変更し、地域子育て支援センター ひまわりらんの整備・開設、更には、平成28年度から「乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業」と様々な子育て環境の充実に向けた施策も展開しているところです。

今年度からは、基幹産業の農業振興に向けて担い手対策やICT農業の推進、高齢者福祉対策として、「屋根雪おろし安全確保特別対策事業」や「要介護高齢者紙おむつ用ごみ袋支給事業」更に、除排雪対策では、新規事業として「レンタル&ゴー事業」、先般の補正予算では、除排雪機械の購入や雪堆積場確保に向けた用地の取得など、市民の多くの声やニーズをしっかりと把握し、積極的に取り組んできているところです。こうしたことから、市民の皆様にも一定の評価をいただける内容であるものと考えております。

引き続き、総合計画（第2次）の将来像の実現に向け、今求められている施策や喫緊の課題に対し、しっかりと取り組みを進めていかなければならないと考えております。

7 基金について、当該年度決算を終えて残高は一般会計で91億9,461万3,617円、国民健康保険支払準備金基金で1億4,601円、介護給付費準備基金で1億8,231万2,125円、合計で94億7,693万343円となり、前年比12億6,605万1,834円、実に15.4%増となった。これに北海道市町村備荒資金組合納付金2億606万円、同超過納付金23億4,601万9,000円を加えると、名寄市の基金残高、いわゆる貯金は約120億2,900万9,000円に達するが、いつまでこのような状況が推移すると考えるのか。また、推移させようとするのか。目指す基金額を含め見解を。

---

【回答】

平成28年度末の基金残高は一般会計、特別会計合わせて、約94億7,693万円となり、これに備荒資金組合残高、約25億5,000万円を加えた合計で約120億2,900万円の貯金となりました。

基金への積み立ては、これからの公債費の増加や合併算定替縮減の影響が、今後の財政運営において非常に大きなマイナス要因となることから、まずは、合併算定替の縮減が始まる平成28年度から32年度の5年間をどのようにして乗り切るかを考え、財政調整や特定目的として積立を実施してきたところです。

昨年、「名寄市の財政課題」においてお示しさせていただきましたが、本市の財政運営は多くの課題が考えられます。特に、普通交付税は、本市歳入の約40%を占める歳入の根幹であります。先にも述べた通り、合併算定替えの影響やトップランナー制度の導入、人口減少に伴う基準財政需要額の減などから、今後は減少傾向にあるものと考えられます。

しかしながら、総合計画（第2次）の具現化をはじめ、市民のニーズに的確に答えていく施策を展開していく必要もありますし、施設の老朽化対策や防災・減債対策にも取り組まなければなりません。

そうしたことから、これからの財政運営は、今まで以上に基金に依存することが想定され、基金や備荒資金を他の財源と調整しながら、どのように、どのタイミングで活用していくかが、これからの財政運営上のポイントになってくるものと考えております。

しっかりと将来を見据えて積み立てさせていただいた基金でありますので、適切に、かつ有効に活用していかなければなりませんし、緊急的な財政発動にも備えて、財政規律でお示した財政調整基金と減債基金の合計額18億円の確保を堅持し、これからもしっかりと管理していくことが重要であると認識しているところです。

8 北海道備荒資金組合は、昨年2月に条例を改正し1億5,000万円だった普通納付金の上限を3億円に。無制限だった超過納付金の上限を30億円に変更した。名寄市の納付額は、普通納付金で2億606万円、超過納付金については当該年度に3億9,253万1,000円の返還を求めたことで23億4,601万9,000円となったが、同納付金について今後どのように対応しようとしているのか。

---

【回答】

備荒資金組合への納付金については、普通納付金と超過納付金の2種類があり、普通納付金は災害に備え一定額を納付するもので、納付限度額が平成27年2月に2億円から3億円に引き上げられました。

超過納付金は、普通納付金を補完するために市町村が任意に納付するもので、当該市町村の財政運営において必要になる都度、取り崩しができるもので、平成27年2月に、納付限度額が30億円となりました。

名寄市は、平成28年度末時点で、普通納付金は約2億600万円、超過納付金は約23億4,600万円、合計で約25億5,000万円を納付しているところです。

これからの備荒資金組合への納付金の考え方ですが、まず、超過納付金については現状、納付上限額まで達しておりませんので、制度上としては、納付できることは可能ではあるものの、超過納付金は、一つとして、普通納付金を補うため、市町村が任意に積み立てを実施しているものであること、二つとして、超過納付金も基金同様、よりわかりやすく「見える化」を図る必要があることから、これからの財政運営において、積み立てを行なう場合は、より用途を明確化するような積み立てを実施することが重要であると考えております。

普通納付金については、平成27年2月の制度改正で、現在、納付上限額が3億円まで引き上げられました。名寄市においては、改正前の上限額2億円を納付しており、積立基準額5,000万円に到達していることから、毎年度、納付する義務はありません。

しかしながら、上限額が引き上げられた趣旨を鑑みると、普通納付金への追加納付は、今後の財政状況、更には、超過納付金からの繰替納付など視野に入れ、検討していく必要があるものと考えております。

9 すでに約10億円の国債を購入する資金運用に取り組んでいるが、今後さらに国債購入を拡大させるのか。

---

**【回答】**

国債による資金運用については平成23年度から実施しており、現在の額面は11億5,000万円となっております。年間の利子収入は約1,100万円で、その収入については、公債費負担適正化対策として、基金に積立を行なっているところです。

しかしながら、日銀がマイナス金利を導入以降、国債を含めた長期金利が急落し、現状においても低金利が続いている状況です。

したがって、国債購入による資金運用が、有効な公債費適正化対策とは言い難い状況であることから、現在、国債購入については行なってはならず、今後においても、金利の動向をしっかりと把握しながら対応していかなければならないものと考えております。

基金の運用については、目的に応じ、确实かつ効率的に運用しなければならず、何より市民の財産でありますので、適切な管理運営に努めていきます。

10 今年5月、麻生太郎財務大臣が、山田啓二全国知事会長ら自治体代表者との意見交換で、「国は地方交付税のために借金をしている。それで地方がためた金（基金）は10年で増えた。何に使っているのか」と強く迫ったことが話題となった。これは、29年度に自治体が受け取る交付税総額が16兆3,298億円。一方、自治体の基金残高は17年度末の13兆1,000億円から10年間で21兆円（27年度末）で増えていることから基金の正当性についての発言と言われているが、この発言の真意についてどう推察されるか。

---

**【回答】**

地方交付税総額の算定においては、国税の法定率分（所得税：33.1%、法人税33.1%、酒税50%、消費税22.3%）等で不足する分については、国は特例加算、地方は臨時財政対策債により、折半して負担をしており、特例加算の財源は特例公債となっています。

その上で、地方の基金、これは地方自治体がそれぞれの事情を踏まえて積み立てているものと説明されますが、それぞれの事情が具体的に何であるのか、説明がなされる必要があるとの趣旨であると推察します。

11 5月10日開催の財務省所管の財政制度等審議会財政制度分科会では、地方の基金について様々な議論がされている。

その中での①日本の市町村の小さい所が多く補助金、交付税などを使いきれず基金がたまっている場合があり、市町村の合併等による地方自治体の広域化が必要

②地方基金残高の余裕があるならば、借換債の縮小など、PB改善に寄与するよう地方財政計画への反映を工夫すべき

③財政調整基金は、年度間の財源の不均衡をならすために必要とされているが、傾向的に増えていることは問題

④地方財政計画と地方決算の間にPDCAサイクルを回し、国、地方の財政資金をよりの確に使うようにすべき

⑤地方財政計画の「見える化」を進めるべき

⑥さらに終了後の記者会見でも「地方基金残高があるならば、それは適切に借金返済などに用いるべき」という発言があったが

これら発言の真意をどう考え、どう受け止めているのか。

---

#### 【回答】

①については、仮に財政力の小さい自治体において補助金・交付金を使い切れない事例があるのであれば、合併その他の手法によって、財政面や事務処理の効率化がはかれる場合もあるのではないかと趣旨であると考えます。

②⑥については、仮に自治体財政に余裕があり、基金を取り崩して債務返済に充てるということが可能であれば、財政健全化の観点から望ましい、という趣旨であると考えます。

③については、基金の適切な規模や、財政資金の配分の方法について問題提起しているものであると考えます。

④については、地方財政計画と地方歳出決算を比較して、その乖離している部分については、その原因を検証し、是正の方法を探ることが必要であるという趣旨であると考えます。

⑤については、自治体財政の見える化を通じて、例えば、同じ法令に基づくサービスであっても、自治体間でサービスの質や効率が異なる事務について、コストなどを比較・分析し、ベストプラクティスの共有に繋げるといった取組があり、こういう取組が広まることを望ましいという趣旨の発言であると考えます。

いずれにせよ、この分科会及び経済財政諮問会議における総理指示等を踏まえ、現在総務省において各自治体財政の分析がなされているところと承知しており、本市としても、今年末にかけての国の来年度予算編成に係る議論を注視して参ります。

12 市民に対して厳しい財政状況を訴えながらも、備荒資金組合超過納付金には庁舎を含め老朽化した公共施設対策で約11億円を積み立てているが、改めて分庁方式の庁舎のあり方について。

---

【回答】

現在の庁舎についてであります。平成18年3月の合併に向けた両市町の合併協定では、将来の新市の事務所の位置は、地理的状況等を踏まえ新市において改めて協議し、それまでの間は両庁舎を有効活用することとし、平成21年度から23年度にかけて両庁舎の大規模改修を行い、老朽化した庁舎の延命を図りながら現在に至っております。

庁舎の今後のあり方については重要な課題の一つであり、時間をかけた丁寧かつ慎重な議論が必要と認識しております。両庁舎とも老朽化が進み、耐震化が行われていないことから、災害時における災害対策の拠点としての機能や業務継続方法、市民・来庁者・職員といった施設利用者の安全確保、そして庁舎のあり方について、総合計画（第2次）の中で調査研究を進めることとしておりますので、計画を進める中で方向性を示していきたいと考えております。

13 平成30年度予算は、4月の市長選挙もあり骨格編成が見込まれるが、加藤市長は市長2期約7年6ヶ月を経験され、名寄市の財政はどうあるべきと考えるのか。

---

【回答】

国の情勢が不透明である中、本市も、人口減少が進むとともに少子高齢化の進展、老朽化した公共施設への対応など、本市の財政運営には多くの課題が山積しています。

特に、本市歳入の根幹である普通交付税については、合併算定替えの縮減などから今後の動向を注視しなければいけませんし、自主財源が決して豊かとはいえない財政状況でありますので、今後の本市の財政は、決して楽観視できる状況ではないと考えております。

限られた財源の中、適切な事業の選択、基金及び公債費の管理のもと、後年度に大きな負担を残すことのない、持続可能で健全な財政運営に努めてまいります。